原議保存期間
 5年(令和8年3月31日まで)

 有効期間
 一種(令和8年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿 (参 考 送 付 先) 庁 内 各 局 部 課 長 各 附 属 機 関 の 長 各 地 方 機 関 の 長 警察庁丁生企発第146号警察庁丁用企発第13号令和3年3月1日警察庁生活安全局生活安全企画課長警察庁刑事局刑事企画課長

官民データ活用の推進に伴い公開する犯罪発生情報のデータの構成及び形式 について(通達)

国、地方公共団体及び事業者が公共データの公開及び活用に取り組む上での基本指針である「オープンデータ基本指針(平成29年5月30日。高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)」において、オープンデータの意義として、国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化及び行政の透明性・信頼の向上が掲げられているほか、平成28年12月14日に施行された官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)に基づく「官民データ活用推進基本計画」においては、政府が重点的に講ずべき施策として、「犯罪発生情報のオープンデータ化の推進」が示されているところである。

犯罪発生情報については、被害者を始めとする事件関係者(以下「被害者等」という。)のプライバシーの侵害や警察活動への支障が生じないよう配意する必要があるものの、これを公開することにより、学術関係者から効果的な犯罪対策の知見を得られるとともに、関係機関や地域住民等による自主的な犯罪対策の促進が期待されるところである。

こうした観点から、官民データ活用の推進に伴い公開する犯罪発生情報(以下「犯罪オープンデータ」という。)の構成及び形式については、下記のとおりとするので、各都道府県警察にあっては、犯罪オープンデータの公開について、適切な運用を図られたい。

なお、「官民データ活用の推進に伴い公開する犯罪発生情報のデータの構成及び形式について(通達)」(平成31年2月21日付け警察庁丁生企発第88号ほか)は廃止する。

記

- 1 犯罪オープンデータの構成
- (1) 構成

犯罪オープンデータは、別添オープンデータ構成表により構成するものとする。

(2) 公開基準の適用判断 犯罪オープンデータの構成は、原則として、オープンデータ構成表の各手口別 に示す「原則基準」によるものとする。

(3) 「例外基準」の適用

オープンデータ構成表中の「発生地」の地域が過疎地である、又は、特定の施設のみが所在する等の事由により、「発生地」の情報とその他の情報を関連づけると被害者等が特定されるなど、そのプライバシーの侵害や警察活動への支障が生じる場合には、当該「発生地」の地域においては、オープンデータ構成表の各手口別に示す「例外基準」によることができる。この場合において、漠然とした理由により、被害者等のプライバシーが侵害される恐れがあるなどとして「例外基準」を適用することがないように留意すること。

「例外基準」は、オープンデータ構成表の項目のうち、「原則基準」の公開では支障のあるものに限って適用するものとする。

なお、「発生地」以外の項目のいずれかを「例外基準」とすることにより、被害者等のプライバシーの侵害等が解消される場合は、「発生地」については、「原則基準」を適用するものとする。

2 犯罪オープンデータの形式

犯罪オープンデータを掲載したウェブサイトの閲覧者が、当該データをダウンロードすることが可能となるよう、犯罪オープンデータの形式は、原則として、1セル1情報のCSVファイル(データベースの各レコードにおいてカンマで区切り表現するテキスト形式のファイルで拡張子が「.csv」のファイルをいう。)とするものとする。

また、犯罪オープンデータをウェブサイトに掲載したときは、当該ウェブサイトのトップページにその掲載場所を明示するなど、閲覧者の利便性に配意するものとする。

3 その他

(1) 運用上の細目事項

犯罪オープンデータの公開時期及び作成に係る加工要領等の細目事項については、別途示す。

(2) その他の情報の公開

本通達の実施において、都道府県警察がその実情に応じて、オープンデータ 構成表で示した情報以外の情報を公開する場合には、あらかじめ、警察庁生活安 全局生活安全企画課と協議すること。

オープンデータ構成表

罪名	手口	基準	発生地管轄警察署等	発生地	施錠関係	盗難防止装置	発生年月日 (始期)	発生時 (始期)	発生場所	発生場所の詳細	被害者の性別	被害者の年齢	被害者の職業	被害額	現金以外の被害品
窃盗	ひったくり	原則基準	交番・駐在所	町丁目			発生年月日	発生時(○時)	道路上、その他		男・女	年代(10歳区分)		現金被害の有/無の別	×
		例外基準	警察署	市区町村											
	車上ねらい	原則基準	交番・駐在所	町丁目	施錠の 有/無の別		発生年月日		道路上、駐車(輪)場、一戸 建住宅、4階建以上共同住 宅、その他の住宅(3階建 以下共同住宅等)、その他	駐車(輪)場、その他	×	×	×	現金被害の有/無の別	×
		例外基準	警察署	市区町村											
	部品ねらい	原則基準	交番・駐在所	町丁目			発生年月日	発生時(○時)	道路上、駐車(輪)場、一戸 建住宅、4階建以上共同住 宅、その他の住宅(3階建 以下共同住宅等)、その他	駐車(輪)場、その他	×	×	×	×	車両用部品の項目
		例外基準	警察署	市区町村											
	自動販売機ねらい	原則基準	交番・駐在所	町丁目			発生年月日	発生時(○時)	道路上、駐車(輪)場、その 他	駐車(輪)場、その他	×	×		現金被害の有/無の別	×
		例外基準	警察署	市区町村											
	自動車盗	原則基準	交番・駐在所	町丁目		盗難防止装置 の有/無の別		発生時(○時)	道路上、駐車(輪)場、一戸 建住宅、4階建以上共同住 宅、その他の住宅(3階建 以下共同住宅等)、その他	駐車(輪)場、その他	×	×	×		車両(原票車 種)の項目
		例外基準	警察署	市区町村											
	オートバイ盗	原則基準	交番・駐在所	町丁目	キーあり/ キーなしの別	盗難防止装置 の有/無の別	発生年月日	発生時(○時)	道路上、駐車(輪)場、一戸 建住宅、4階建以上共同住 宅、その他の住宅(3階建 以下共同住宅等)、その他	駐車(輪)場、その他	×	×	×		車両(原票車 種)の項目
		例外基準	警察署	市区町村											
	自転車盗	原則基準	交番・駐在所	町丁目	施錠の 有/無の別		発生年月日	発生時(○時)	道路上、駐車(輪)場、一戸 建住宅、4階建以上共同住 宅、その他の住宅(3階建 以下共同住宅等)、その他	駐車(輪)場、その他	×	年代(10歳区分)	小学生、中学生、高校 生、大学生、その他	×	×
		例外基準	警察署	市区町村								×	×		

注 被害者の年齢は、年代(10歳区分)としているところ、60歳代は高齢者との区別を考慮して、5歳区切りとする。